

兵庫県公報

平成29年11月30日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程	1
病院局告示	
○ 公印の新調	6

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成29年11月30日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

兵庫県病院局管理規程第10号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(以下「県立病院」という。)」を「及び同条第4項の附属診療所(以下「県立病院等」という。)」に、「病院長」を「県立病院等の長」に改め、同条第2項中「県立病院」を「県立病院等」に改める。

第3条第1項中「県立病院」を「県立病院等」に改め、同条第11項の表兵庫県立こども病院の有料駐車場の項中「兵庫県立こども病院」の右に「及び兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター」を加える。

(病院局本庁文書管理規程の一部改正)

第2条 病院局本庁文書管理規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「主幹、課長補佐」を「班長」に、「係長」を「主幹」に、「主幹等」を「班長等」に改める。

第8条第1項中「主幹等」を「班長等」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(送付費用未納の文書等の受領)

第10条の2 企画課長は、送付に要する費用の未納又は不足の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第3項に規定する信書便物については、発信人が官公署であるもの又は公務に関すると認められるものに限り、その費用を支払い、これを受領することができる。

第39条第1項ただし書中「発する」の右に「文書等で」を加える。

第40条第1項中「(平成14年法律第99号)」を削り、同条第2項中「要しない文書等」の右に「又は別に定めるところにより電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を行った文書等」を加える。

第42条第1項中「企画課が」を「企画県民部管理局文書課(以下「文書課」という。)」がに、「企画課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改め、同条第2項第2号中「企画課」を「文書課」に改める。

別表30年の項左欄の区分に属する文書等の欄12中「もの」の右に「(当該事務を総括する課の所掌するものに限る。)」を加え、同表10年の項左欄の区分に属する文書等の欄9中「文書等」の右に「(当該事務を総括する課の所掌するものに限る。)」を加え、同表5年の項左欄の区分に属する文書等の欄3中「表彰」を「褒賞及び表彰」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第11条—第13条、第55条関係）

	記号	受領年月日	課	取扱者印	No.	
	番号					
特 殊 文 書 配 布 カ ー ド		書留・電報・現金書留・ 書留小包	受信者名	発信者名	備考	受領印
		書留・電報・現金書留・ 書留小包	受信者名	発信者名	備考	受領印
		書留・電報・現金書留・ 書留小包	受信者名	発信者名	備考	受領印
		書留・電報・現金書留・ 書留小包	受信者名	発信者名	備考	受領印
		書留・電報・現金書留・ 書留小包	受信者名	発信者名	備考	受領印
		書留・電報・現金書留・ 書留小包	受信者名	発信者名	備考	受領印

（病院局組織規程の一部改正）

第 3 条 病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 節及び第 3 節 削除」を「第 2 節 附属診療所（第25条—第28条）」に改める。

「第 2 節 削除」を「第 2 節 附属診療所」に改める。

第25条及び第26条を次のように改める。

（名称及び位置）

第25条 条例第 2 条第 4 項の規定により設置された附属診療所の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	神戸市中央区港島南町 1 丁目

（所掌業務）

第26条 県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターにおいては、陽子線による治療を行うことを業務とする。

「第 3 節 削除」を削る。

第27条及び第28条を次のように改める。

（内部組織）

第27条 県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び科を置く。

部名	課名及び科名
事務部	総務課
医療部	放射線技術科 薬剤科 看護科 地域医療連携課 医療安全課

（診療科）

第28条 県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの、次の表の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる診療科を置く。

部	診療科名

医療部

放射線治療科 小児放射線治療科 麻酔科

第32条中第1項「、院長」を「院長、県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターにあつてはセンター長」に改める。

第33条の表部長又は検査・放射線室長の項中「県立病院」の右に「及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター」を加え、同表科長の項中「放射線物理科」の右に「又は県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの医療部の放射線技術科、薬剤科及び看護科」を加える。

第34条の表副院長の項の次に次のように加える。

副センター長	県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	担当する事項において、センター長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。
--------	------------------------	--

第34条の表参事の項、部長の項及び次長の項中「県立病院」の右に「及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター」を加え、同表科部長又はセンター部長の項中「又は県立粒子線医療センターの医療部の放射線科」を「又は県立粒子線医療センター及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの医療部の診療科」に改め、同表課長の項中「県立病院」の右に「及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター」を加え、同項の次に次のように加える。

科長（検査担当）	県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	上司の命を受け、検査に関する担当業務を掌理する。
----------	------------------------	--------------------------

第34条の表医長の項中「又は県立粒子線医療センターの医療部の放射線科」を「又は県立粒子線医療センター及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの医療部の診療科」に改め、同表主任放射線技師の項中「放射線技術部」の右に「、県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターにあつては医療部」を加える。

（病院局地方機関処務規程の一部改正）

第4条 病院局地方機関処務規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「県立病院」を「地方機関」に改め、同条第2項中「兵庫県粒子線医療センター院長」を「県立粒子線医療センター院長又は県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター長」に改める。

第22条第2項及び第3項を削る。

第25条の2第2項中「は、次に定める地方機関等ごとの記号」を「及び番号は、次の表の左欄に掲げる地方機関ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる記号及び文書管理システムにより付される会計年度による番号」に改め、同項の表に次のように加える。

県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	粒神
------------------------	----

第25条の2第3項を削る。

第27条第1項中「で秘密を要しないもの」を「又は別に定めるところにより電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行った文書等」に改める。

第31条の2第3項中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

（病院事業職員の給与に関する規程の一部改正）

第5条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第1項中「県立病院」の右に「（附属診療所を含む。第3項において同じ。）」を加える。

別表第8 県立病院の項中「県立病院」の右に「又は附属診療所」を加える。

別表第9に次のように加える。

県立粒子線医療センター 附属神戸陽子線センター	職員	医長	センター長 副センター長 医療部長 部長 科部長 医長	センター長 副センター長 医療部長 部長 科部長
----------------------------	----	----	--	--------------------------------------

別表第10県立病院の項中「県立病院」の右に「又は附属診療所」を加え、「看護師長 課長」を「看護師長 科長 課長」に改める。

別表第16地方機関の款中「及び管理局長（行政職9級の者に限る。）」を「、管理局長（行政職9級の者に限る。）及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターのセンター長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）」に、「並びに県立粒子線医療センターの副院長（他の県立病院に兼務する者を除く。）」を「、県立粒子線医療センターの副院長（他の県立病院に兼務する者を除く。）並びに県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターのセンター長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）及び副センター長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）」に、「及び検査技師長（行政職8級の者に限る。）」を「検査技師長（行政職8級の者に限る。）」に、「並びに県立粒子線医療センターの参事、医療部長、看護部長及び放射線技術部長」を「、県立粒子線医療センターの参事、医療部長、看護部長及び放射線技術部長並びに県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの副センター長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、医療部長及び部長」に改める。

（病院局会計規程の一部改正）

第6条 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「規定する病院」の右に「及び同条第4項に規定する附属診療所」を加え、同条第8号中「病院長」の右に「（兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターにあつては、センター長。以下同じ。）」を加える。

第4条第2項及び第7条中「兵庫県立粒子線医療センター」の右に「及び兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター」を加える。

第127条中「第8条第2項及び第3項」を「第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項」に改める。

（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る病院局会計規程の特例に関する規程の一部改正）

第7条 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る病院局会計規程の特例に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「病院」の右に「（会計規程第2条第6号に規定する病院をいう。以下同じ。）」を加える。

（病院局公有財産取扱規程の一部改正）

第8条 病院局公有財産取扱規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第8条に規定する県立病院」を「第3章に規定する地方機関」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 病院長 組織規程第32条に規定する地方機関の名称を冠した長をいう。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が定める場合に該当するときは、この限りでない。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第8条中病院局公有財産取扱規程附則に1項を加える改正規定及び次項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定による改正後の病院局公有財産取扱規程附則第4項の規定は、延滞金のうち平成30年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

病 院 局 告 示

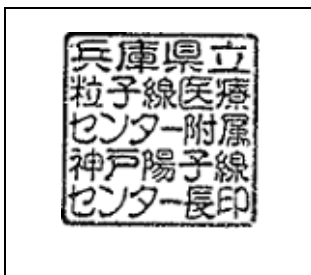
兵庫県病院局告示第2号

次に掲げる公印を新調し、平成29年12月1日からその使用を開始する。

平成29年11月30日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

新調公印の名称及び印影



兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター長印 (一般)